

鳥取県西部広域行政管理組合告示第9号

会計管理者及び出納員の事務の委任について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第171条第4項前段の規定に基づき、1の表の中欄に掲げる出納員に対しては会計管理者をして同表の右欄に掲げる事務を委任させ、2の表の中欄に掲げる分任出納員に対しては出納員をして同表の右欄に掲げる事務を委任させ、3の表の中欄に掲げる者に対しては会計管理者又は出納員をして同表の右欄に掲げる事務の委任を解かせたので、同項後段の規定により告示する。

令和7年4月1日

鳥取県西部広域行政管理組合

管理者 米子市長 伊 木 隆・司

1

委任 年月日	出 納 員			委 任 事 務
	所 属	職 名	氏 名	
令和7年 4月1日	事務局総務課	課長	米田 克宏	事務局総務課の所管に属する事務に係る歳入のうち現金の収納に関する事務並びに事務局総務課の所管に係る物品の出納及び保管に関する事務
	事務局ごみ処理施設整備課	次長	相野 秀樹	事務局ごみ処理施設整備課の所管に属する事務に係る歳入のうち現金の収納に関する事務並びに事務局ごみ処理施設整備課の所管に係る物品の出納及び保管に関する事務
	消防局総務課	課長	吉木 和宏	消防局の所管に属する事務に係る歳入のうち現金の収納に関する事務並びに消防局の所管に係る物品の出納及び保管に関する事務

2

委任 年月日	分任出納員			委 任 事 務
	所 属	職 名	氏 名	
令和7年 4月1日	米子消防署	次長	岩田 幸博	所属消防署の所管に属する事務に係る歳入のうち現金の収納に関する事務並びに所属消防署の所管に係る物品の出納及び保管に関する事務
	江府消防署	署長	後藤 典明	所属消防署の所管に属する事務に係る歳入のうち現金の収納に関する事務並びに所属消防署の所管に係る物品の出納及び保管に関する事務

3

解任 年月日	氏 名	解 任 事 務
令和7年 3月31 日	深田 龍	事務局総務課の所管に属する事務に係る歳入のうち現金の収納に関する事務並びに事務局総務課の所管に係る物品の出納及び保管に関する事務
	生田 公志	事務局ごみ処理施設整備課の所管に属する事務に係る歳入のうち現金の収納に関する事務並びに事務局ごみ処理施設整備課の所管に係る物品の出納及び保管に関する事務
	岩田 幸博	消防局の所管に属する事務に係る歳入のうち現金の収納に関する事務並びに消防局の所管に係る物品の出納及び保管に関する事務
	河上 望	所属消防署の所管に属する事務に係る歳入のうち現金の収納に関する事務並びに所属消防署の所管に係る物品の出納及び保管に関する事務
	水谷 克正	所属消防署の所管に属する事務に係る歳入のうち現金の収納に関する事務並びに所属消防署の所管に係る物品の出納及び保管に関する事務